

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年9月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画に係る事後調査報告書(工事中その2)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	- 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京建物株式会社 代表取締役社長 畑中 誠 - 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役社長 大川博士 - 東京都渋谷区代々木二丁目2番6号 東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所長 中井雅彦
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区大宮町28番2ほか 区域面積: 5,404.70 m ²
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 395 戸、計画人口: 1,198 人、最高高さ: 117.5 m、延床面積: 44,456.67 m ²
	指定開発行為の施行期間	平成18年4月～平成20年12月
	環境影響評価の手続経過	平成17年 5月13日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年 7月28日 条例見解書公告 平成17年11月 9日 条例環境影響評価審査書公告 平成17年12月15日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	事後調査の項目等	工事用車両の走行に伴う大気質濃度、騒音及び振動
	縦覧期間及び時間	期間: 平成19年 9月25日(火) から 平成19年10月24日(水) まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	- 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 - 提出された意見書は個人情報情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成19年10月24日 (郵送の場合は、平成19年10月24日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm